

議員（松岡 忠）

6番 松岡 忠、令和3年第1回3月議会の一般質問を一問一答方式で行います。

1点目は、令和3年度施政方針についての中からです。

重点施策の1点目の中で新たな取組として、新婚世帯に対し新生活の円滑なスタートアップを支援するとありますが、具体的にどのような支援をするのか、お伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の令和3年度施政方針における新婚世帯に対するスタートアップ支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な支援につきましては、新婚世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る住居費や引っ越し費用の一部について補助を行う多度津町結婚新生活支援事業を国の交付金を活用して、来年度から実施する予定でございます。本事業は、少子化対策の強化や婚姻に伴う経済的不安の軽減を図ることを目的としており、内閣府の地域少子化対策推進事業における結婚新生活支援事業として実施するものでございます。国の補助事業につきましては、以前より実施されておりましたが、事業内容は夫婦の年齢が34歳以下かつ世帯所得が340万円未満の新婚世帯を対象に30万円を上限として補助を行うものであり、補助要件が厳しく、住民の補助事業の利用が見込めないため、本町におきましては事業を実施しておりませんでした。しかしながら、来年度から国における新婚世帯の夫婦の年齢や所得要件が緩和され、補助上限金額についても引き上げられたこと、また、これまで事業費の2分の1であった国の交付金の補助率が3分の2となったことを踏まえ、本町におきましても来年度より新婚世帯に対するスタートアップ支援の実施を予定しております。

本支援につきましては、補助対象世帯を夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、かつ世帯所得が400万円未満の新規に婚姻した世帯で、夫婦の双方または一方が多度津町に住民登録を有しているなどの要件を満たす世帯を予定しております。また、補助金額につきましては、夫婦いずれもの年齢が婚姻届が受理された時点で29歳以下の場合は1世帯当たり60万円を上限とし、夫婦いずれもの年齢が婚姻届が受理された時点で39歳以下の場合は1世帯当たり30万円を上限とする予定でございます。なお、本事業に対する来年度の歳出予算額は300万円、歳入予算額は事業費の3分の2の200万円を計上いたしております。今後、本事業の補助要綱を定め、本年4月1日より事業を実施する予定であり、新婚世帯が円滑に新生活を始められるよう支援をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問をさせていただきます。

この300万円という金額を算出した根拠をお願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

本支援の事業費300万円につきましては、本町における過去3年間の婚姻件数を基に算出しております。本町の過去3年間の婚姻件数につきましては、平成29年度は76件、平成30年度は79件、令和元年度は81件となっており、これを基に令和元年度人口動態統計の調査結果から、本事業における新婚世帯の夫婦の年齢要件を満たした世帯と令和元年度国民生活基礎調査の調査結果から、所得要件を満たした世帯の数を算出すると、本事業の申請件数は夫婦いずれもの年齢が29歳以下の世帯が18件、夫婦いずれもの年齢が39歳以下の世帯が3件となります。この算出した件数から、婚姻に伴い、住居費や引っ越し費用の負担が生じる世帯などの要件を満たす世帯を算出するに当たり、既に旧制度を活用して支援を行っている市町における年間申請件数を参考にいたしますと本町では2～3件と少ない申請件数になると思われま。しかしながら、来年度からは対象世帯の要件が緩和されることを踏まえて、本町の来年度の申請件数を夫婦いずれもの年齢が29歳以下であり、補助上限額が60万円である世帯が4件、夫婦いずれもの年齢が39歳以下であり、補助上限額が30万円である世帯が2件とし、合計6世帯分、300万円の予算を計上いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再々質問になります。

400万円という所得制限がありますが、これは総支給額の400万円か、税金に係るべき金額か、どちらかお知らせ下さい。課税標準額か。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再々質問に答弁をさせていただきます。

私も長い間公務員をしているのですが、なかなかこういうところは不得意なところですので、ちょっと簡単に説明をさせていただきます。この補助に關します所得と言いますのは、収入、総支給額と言いましょうか、それから経費を引いたものを所得といたしております。また、それから税金等を引かれた手取りとはまた別のものがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

次の再々再質問、この婚姻届を受理するのが多分住民課かなと思います

が、この補助制度があるのを周知するような考えはあるのでしょうか、お伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再々再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こういう新しい制度ですので皆さんに知っていただくのは、非常に重要なことと私どもも思っております。ただし、まだ議会中でありまして、本予算が通りましたら要綱を設置して、町民の皆さんに周知を徹底したいと思っております。もちろん、住民環境課長の方にもお願い申し上げ、色々ご協力を願おうと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。新しい制度なんで、多分知らない人が多々あると思うんで、予算が通りましたら周知の方法をよろしくお伺いします。

2点目、重点施策の3点目にある多度津駅周辺開発整備の中でコンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業に取り組むとありますが、具体的に内容をお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

松岡議員のコンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業への取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問のコンパクトシティの推進と地域活性化に資する事業につきましては、現在、多度津駅周辺地区都市再生整備計画を平成29年度に策定し、平成30年度から令和4年度の5か年計画で多度津駅周辺を中心としたコンパクトシティの推進と交流促進や賑わいの創出による地域活性化に有効と考えられる様々な種類の事業を組み合わせて実施することとしております。また、多度津駅周辺の活性化に関する条例に基づき、昨年3月に議会の議決を経て策定した多度津駅周辺開発整備等推進計画の中で示されております整備方針や活性化策などの方向性を踏まえながら、国の補助の下、それらの多度津駅周辺都市再生整備計画事業を進めているところでございます。現時点における主な事業といたしましては、新庁舎と合築する地域交流センターの整備事業、町道206号線及び町道255号線などの駅周辺の道路改良事業、また先日供用を開始いたしました幸見通り跨線橋昇降施設整備事業、駐輪場を含む東西の駅前広場整備などの事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の中での色んな事業を進めているという中で、事業の中でも、ああ、これはやらないかんという事業には私は賛成しますが、それ以外の、これはま

だどっちでもええんでないかなという事業に関しましては、また相談というか、議員の方で話し合っただけで答えを出していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

3点目、主要施策の基本政策の1点目の中で、ひきこもり支援で支援対象者の実態やニーズの把握など、当事者にきめ細やかに寄り添うための多度津独自の相談窓口を開設するとありますが、何課に設けますか、お伺ひします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

松岡議員のひきこもり支援の相談窓口は何課に設けるかのご質問に答弁をさせていただきます。

ひきこもり支援につきましては、健康福祉課福祉係が所管しており、相談窓口は健康福祉課となります。以前より、ひきこもりに関する相談に対応してまいりましたが、行政だけでは不十分でありました。そこで、今年度深刻化するひきこもり問題に対し、家族支援はもとより当事者本人への支援を強化するため、町内関係機関で構成する多度津町ひきこもりサポート会議、通称T H S会議を立ち上げ、町が窓口になり、専門的な相談や支援についてはT H S会議の構成機関に繋ぎ、きめ細やかな支援を行うことといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問になりますが、このひきこもり件数、どれぐらいあるのですか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

松岡議員の再質問にお答えいたします。

町内のひきこもりが実際何人いるかっていう実数は把握できておりませんが、あくまでも統計による推計になりますが、昨年12月に中讃圏域の精神保健福祉関係ネットワーク会議というところで県が発表した数字によりますと、全国推計数から推計いたしますと、ひきこもりでも狭い範囲で部屋から出ない、家から出ないというものから、広い意味、自分の興味のあることは外に出られる、しかしながら普段は家に引き籠もっているという広い意味も全部含めまして、15歳から64歳までではありますが、多度津町の人口から推計されますと193名という数字が出ております。しかしながら、ひきこもりも高齢化しておりますので、65歳以上のひきこもりが今深刻化しておりますので、もしかしたら300人以上いらっしゃるかもしれませんが、あくまでも人口推計による統計から導き出した数字でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今課長が言われたように、正確な数字は分からないという話でしたが、本当にたくさんおります。これもその家庭によったら、恥になるから表に出さ

ないという家庭もあります。ひきこもりということで年がいった若い人もおりますし、今言うた高齢者もおります。これはもう近所の皆さんが、何とか助け合うて、そんな人に支援を行っていったらいいのではないかなと思っております。

続きまして、次の質問に移ります。

基本政策の2点目の中で、合併処理浄化槽の普及促進についてであります。この制度を始めてからある程度の年数がたっていますが、補助金の見直しは考えていますか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の合併浄化槽の普及促進についてのご質問に答弁をさせていただきます。

浄化槽設置整備事業補助金の制度につきましては、平成10年度から始まり、現在23年目を迎えております。本事業は、公共下水道事業計画区域を除く地域を対象に、生活排水による水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助するものであり、5人槽を設置する場合は33万2,000円、7人槽を設置する場合は41万4,000円、10人槽を設置する場合は54万8,000円を補助しております。過去の実績として、ピーク時には平成13年度に81件ありましたが、その後公共下水道事業計画区域の拡大により、過去5年間で平成27年度が55件、平成28年度が56件、平成29年度が53件、平成30年度が45件、令和元年度が33件となっており、徐々に減少しておりますが、下水道事業計画区域外において単独浄化槽や汲み取り便槽から合併浄化槽に転換されていない方がいること、補助金制度について相談や申請があることから、今後も浄化槽設置整備事業補助金は必要と考えております。また、補助金額については、国の循環型社会形成推進交付金交付取扱要領及び県の浄化槽設置整備事業補助金交付要綱で補助金額が定められており、本町も浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、国と県の改定がない間は補助金事業を継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

続きまして、第5点目の町営住宅の整備充実についてですが、新規入居者の考えは考慮していますか、お伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員の町営住宅の整備充実についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の町営住宅については、最後に建設してから20年以上経過しているため、多度津町町営住宅長寿命化計画に基づき、適正な維持管理及び計画的な

建て替え事業を推進しているところであります。しかし、維持管理につきましては、外壁改修や防水工事などの外観工事と日常的な維持、修繕にとどまり、室内設備の更新が進んでいないのが現状であります。そのため、電気設備や給水設備などが建設当時の状態であり、新規入居者のニーズに合った設備となっていない箇所があると考えております。特に若年層のニーズは年々変化しているため、時代に沿った設備となっていないと思われま。しかしながら、町営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの住宅であるため、生活する上で必要不可欠な設備しか整備することができないのが現状であります。今後、維持管理を行う町営住宅につきましては、外観工事が完了した場合に順次新規入居者のニーズに合った設備整備について検討を行い、また建て替えを行う町営住宅につきましても先進自治体を参照し、新規入居者のニーズに合った町営住宅の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

町営住宅は古い町営住宅もたくさんあります、新しいのもありますが、町への移住・定住を考えた場合、若者向けの町営住宅もあっていいのではないかなという気持ちであります。これは若者向けの町営住宅をお願いしますという要望であります。

次、入札予定価格の公表についてであります。

多度津町においては入札書比較価格が非公表になっていますが、このメリット、デメリットをお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の入札予定価格の公表のメリット、デメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、多度津町公共工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する要綱別表の規定に基づき、建設工事及び建設工事に伴う測量、調査、設計等の委託業務の全ての入札案件について予定価格を入札執行前には公表せず、入札執行後に公表しているところがございます。予定価格を入札執行前ではなく、入札執行後に公表すること、いわゆる予定価格の事後公表のメリットとしましては、国の指針や地方公共団体等への要請文書にもありますように、低価格での落札が見込めること、予定価格に影響されない事業者の適切な見積りが期待でき、真の技術力、経営力による競争を確保できること、そして入札談合が容易に行われにくいことなどが挙げられます。また、予定価格の事後公表のデメリットにつきましては、予定価格をはじめとする入札情報の漏えいの懸念がございますが、入札執行部局及び発注担当部局における守秘義務の遵守を徹底していることから、特に問題はないものと考え

ております。今後につきましても、入札及び契約のより一層の適正化を図り、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保や公正な競争の促進等に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

あとでまとめて再質問をさせていただきますが、香川県内において非公表の自治体はほかにありますか、お伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の県内自治体の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国や県、市町等で構成されております四国地方公共工事品質確保推進協議会が取りまとめて公表しております各自治体の実施状況によりますと、香川県を含め、18自治体のうち、予定価格を事後公表している自治体は建設工事につきましても本町のほか8自治体、建設工事に伴う委託業務につきましても本町のほか11自治体となっており、半数以上の自治体が予定価格の公表時期を入札執行後としております。その他の自治体につきましても、事前公表としている、または事前公表と事後公表を併用しているなどの自治体となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今、課長の方から県内自治体の話がありましたが、中讃土木事務所管内においてはどうでしょうか。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

工事についてですが、事前に公表している団体が丸亀市、善通寺市、事後に公表している団体が多度津町を含め、まんのう町、琴平町、坂出市、宇多津町、綾川町でございます。それから、業務の方につきましては、丸亀市、善通寺市が事前公表、事後公表につきましては、琴平町、多度津町、まんのう町、宇多津町、坂出市でございます。

以上でございます。

議員（松岡 忠）

事前公表の中には、先に事前公表をやる物件とやらない物件があります。その辺を含めて今の数字でいいんですかね。

総務課長（神原 宏一）

中讃土木管内については、今、私が申し上げた内容であろうと思います。四国地方公共工事品質確保推進協議会の調査によるところでは、そうなって

いると思います。

議員（松岡 忠）

続きまして、この案件について事業課の建設課長の意見をお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

松岡議員のこの案件の事業課の意見についてのご質問に答弁をさせていただきます。

入札書比較価格の非公表によるメリット、デメリット及び県内の他自治体の状況につきましては、発注担当部局であります建設課といたしましては、先ほど入札執行部局であります総務課長より答弁のありました予定価格の非公表によるデメリットでも懸念されております予定価格等の入札情報漏えい等がないよう、守秘義務遵守の徹底を図ることが重要だと考えております。事業課としましては、今後も公共工事の入札及び契約の適正化及び公共工事の適正な施工による品質確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問であります。

私が何でこれをしよるかという話をしておきます。これは予定価格が公表されていないと一番困るのは誰かと言うたら、担当課の職員でなかろうかなと思います。担当課の職員でなくても、今まで経験している職員も多々、この中にもおると思います、というのは職員を守るために予定価格の公表をしたらどうかというのが私の意見であります。その辺の答弁をよろしく願います。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

業者の方からそういう働きかけみたいなもの等があつてということの意味合いだと思いますけれども、そういった部分については町において法令遵守と言いますか、そういった部分を徹底する中で組織としてそういうことから職員を守っていくような体制を作っていくということが大事なことだと思いますし、先ほど答弁で申し上げましたように、国においては事後公表ということになっておりますし、国から国交大臣、総務大臣連名で地方公共団体についてもそういった方向で進めてほしいというようなことの要請もございまして。そういう中で、現在、多度津町が事後公表にしている部分について事前公表に変えていくというようなことは今の現状では難しいものだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

私が言いたいのは、設計書の中身が容易に設計できる内容であればいいんですが、設計書にソフトというものがあります。その中で皆んな業者さんは積算をされていております。その中に役所の方で、これは見積単価を入れとるという内容があったら、それは積算ができない物件になります。それは土木だけでなしに、建築なんかはソフトが1つありません。だから、設計してでもなかなか正式な数字というのが出てきません。もちろん、公表していたら入札回数が1回で終わります、今3回やっております。これも職員の業務が楽になるんでないかなというのも一つあります。この設計書の中にある見積りをしている業者、どこかなと聞いてでも守秘義務で教えてくれません。ということは、それを聞きに来る必要もなくなるというので、職員が仕事に対して専念できるんでないかなというのが私の意見であります。もう一度再考をよろしくお願いします。

続きまして、3点目、多度津町の基金についてであります。

令和3年度の新庁舎建設等による財源不足を補うために多額の財政調整基金を取り崩すことになり、令和3年度末の同基金の残額は、間違いかも分からんけど、7億円程度になる見込みとされています。また、新型コロナウイルス感染症による影響があると思っていましたが、予算書を見れば、令和2年度と同額程度とありますので一安心をしております。しかし、本町財政が幾ら硬直化しても、住民サービスを低下させることはできません。住民にとって真に必要なサービスに財源を注力するべきだと考えます。しかし、近年整備した幼稚園、小学校の空調設備や中学校校舎及び白方小学校の校舎などは、時間の経過とともに必ず劣化し、修繕や取換工事等が必要となります。今のままの財政執行では、その際の財政調整基金の取崩し及び地方債の発行により財源を確保することになると思われれます。このため、既存の多度津町学校教育施設等整備基金への積立てや、新たに公共施設等適正管理基金等の基金を設置するなどして、急な事業に備える必要があるのではないのでしょうか。基金を積み立てるからといって歳入が増加する訳ではありません。財政基金からの組み替えにすぎませんが、町の姿勢及び目的の明確化のためには必要ではないのでしょうか。基金の組み替えを行ったとしても、将来負担比率等への影響はないと思います。今の子供たちが将来負うべき負担を考え、基金への積立てを除いた財源で町の事業を行うことを考える必要があると思います。が、お考えをお伺いします。

総務課長（神原 宏一）

松岡議員の多度津町の基金についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の公共施設につきましては、過去10年の間に多度津中学校や白方小学

校、消防庁舎の改築、緊急避難路の整備等、大規模事業が継続し、その間も学校施設をはじめ、様々な施設の改修や維持修繕を可能な限り実施してきたところでございます。今後も本町の所有する公共施設を適切に維持管理していくためには、計画的な保全対策を施し、長寿命化を図ることが必要でございます。施設の更新や整備には多額の事業費を要し、その財源は主に起債や補助金となりますが、事業費の1割程度は一般財源が必要となります。事業を計画する段階で補助金や起債などの特定財源と一般財源の必要額を見極め、計画実施に向けて特定目的基金を積み立てていくということは事業の財政負担を明確にするという利点がございます。議員のご質問にあります既存の学校教育施設等整備基金の拡充や公共施設等適正管理基金の創設は安定した財政運営を進める上で必要なことであると認識しております。しかしながら、現在は人件費や公債費など経常的な歳出の増加などによる財源不足を財政調整基金で補填している状況でございます。令和3年度はこれに加え、新庁舎建設や駅周辺整備事業に係る歳出の大幅な増加などによる多額の財源不足額も財政調整基金からの繰入れにより補填することになるため、特定目的基金の積立金を捻出するのは困難な状況でございます。まずは新庁舎建設事業完了後、本町の決算の推移や歳出状況を検証し、今後の財政見通しを細かく立て、あらゆる歳入確保策を講じるとともに新規事業の抑制、普段の事業見直しなど歳出削減を行うことで財政収支の均衡に努めてまいります。その上で健全な財政運営が継続できる範囲内で将来の事業に備えた特定目的基金への積立てを検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

今の最後の方に新規事業の抑制、普段の事業を見直しと、そういうのがあるということがありますが、その前に私ら議員の方にもその問題を掲げてほしいと、これは要望でございます。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。